

米国特許商標庁 (USPTO) 2025年11月改訂 AI支援発明ガイダンスに関する包括的調査報告書: 法的枠組みの転換、政策的背景、および産業界への長期的影響

Gemini 3 pro

1. 序論: AI発明者性議論のパラダイムシフト

2025年11月26日、米国特許商標庁 (USPTO) は「AI支援発明の発明者適格性に関する改訂ガイダンス (Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions)」を連邦官報に公示し、世界の知的財産法制に衝撃を与えた¹。この改訂は、単なる行政手続きの更新にとどまらず、人工知能 (AI) と人間の創造性の関係性を法的に再定義する歴史的な転換点である。

本報告書は、2024年2月にバイデン政権下で策定された旧ガイダンスが撤回され、トランプ政権下のジョン・スクワイアズ (John Squires) 長官によって新たな方針が示された背景、その法的論理、そしてこの変更が製薬、ソフトウェア、ハイテク産業、さらには国際的な特許戦略に及ぼす深甚な影響について、網羅的かつ詳細に分析を行うものである。

1.1 改訂の核心: 道具説への回帰

今回の改訂の核心は、AIシステムを発明プロセスにおける「共同作業員」として扱う視点を放棄し、実験器具や計算機と同列の「高度な道具 (sophisticated tool)」として明確に位置づけた点にある¹。これにより、AIが発明の具体的構成要素 (例えば化学構造やソースコード) を生成したとしても、人間がそのプロセス全体を統御し、解決策としての「構想 (Conception)」を抱いたならば、その人間が単独の発明者として認められる道が開かれた。

1.2 報告書の構成

本報告書は以下の構成で、この複雑な法的・政策的変更を解き明かす。

- 第2章：法的・歴史的背景の深層分析。特に旧ガイダンスが依拠した「パンヌ要素 (Pannu factors)」の法理と、新ガイダンスが回帰した「構想 (Conception)」基準の対比を行う。
- 第3章：新政権の知的財産政策と行政命令14179の影響。スクワイアズ長官の「プロ・パテント」哲学とAI規制緩和の関連性を探る。
- 第4章：産業別影響分析。特にAI創薬 (AIDD) における「死の谷」の解消と、ソフトウェア特許適格性 (Section 101) との相乗効果について詳述する。
- 第5章：国際比較とグローバル戦略。欧州特許庁 (EPO) および日本国特許庁 (JPO) との差異と、実務上のジレンマを浮き彫りにする。
- 第6章：実務家向けガイドライン。出願戦略、開示義務、リスク管理のベストプラクティスを提示する。

2. 法的・歴史的背景の深層分析：*Pannu*から*Burroughs Wellcome*へ

AIの発明者適格性を巡る議論は、技術の進化と既存の特許法理との摩擦から生じている。2024年の旧ガイダンスと2025年の新ガイダンスの対立は、この摩擦を解消するためのアプローチの根本的な違いに起因する。

2.1 2024年2月ガイダンスの論理：AIを「擬似的な共同発明者」視するアプローチ

2.1.1 背景と意図

2024年2月13日、当時のキャシー・ヴィダル (Kathi Vidal) 長官の下で発行されたガイダンスは、AIの貢献度を厳格に審査することを主眼としていた²。これは、AIが人間の創造的寄与を希薄化させることへの懸念と、バイデン政権のAIに対する慎重な規制姿勢 (安全性・信頼性重視) を反映したものであった³。

2.1.2 パンヌ要素(Pannu Factors)の類推適用

旧ガイダンスの最大の特徴は、連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)の *Pannu v. Iolab Corp.* 判決(155 F.3d 1344, Fed. Cir. 1998)で示された共同発明者の認定基準を、AI支援発明に類推適用した点である¹。

*Pannu*判決は、複数の自然人間での共同発明において、発明者として記載されるための要件として以下の3要素(パンヌ要素)を提示した：

1. 著しい貢献(**Significant Contribution**)：発明の構想(Conception)または実施化(Reduction to Practice)において、著しい方法で貢献したこと。
2. 質的な重要性(**Not Insignificant in Quality**)：発明全体と比較して、その貢献が質的に些末でないこと。
3. 単なる説明以上(**More than merely explain**)：既知の概念や技術現状を真の発明者に説明した以上のものであること。

旧ガイダンスでは、AIを利用した単独の発明者であっても、AIの出力に対して人間が「著しい貢献」を行っていなければならないとされた⁴。つまり、AIが生成した出力(例：化合物候補)を人間が単に選択・承認しただけでは、人間側の「著しい貢献」が不足しているとみなされ、発明者適格性が否定されるリスクが高かったのである。これは実質的に、AIを「自然人ではない共同発明者」として扱い、その貢献分を差し引いて人間側の残存貢献度を測定するアプローチであった。

2.2 2025年11月改訂ガイダンスの法的転換：自然人主義の徹底

2.2.1 パンヌ要素の適用撤回

2025年11月の改訂ガイダンスにおいて、USPTOは「パンヌ要素は、複数の自然人が共同発明者となる場合にのみ適用される基準である」と明言し、AI支援発明への適用を全面的に撤回した¹。その論拠は極めて形式的かつ強力な法的推論に基づいている。すなわち、AIシステムは自然人(Natural Person)ではないため、法的に「共同発明者」になり得ない。共同発明者が存在しない以上、共同発明者の認定基準であるパンヌ要素を適用する前提条件(Joint Invention Question)が存在しないという論理である¹。これにより、分析の焦点は「AIと人間の貢献割合の比較」から、「唯一の自然人である出願人が、発

明を構想したと言えるか」という一点に絞られることになった。

2.2.2 構想 (Conception) 基準の復権: *Burroughs Wellcome* 判決

新ガイダンスは、発明者決定の「試金石 (Touchstone)」として、伝統的な「構想」の概念に回帰した。ここで依拠されたのが、*Burroughs Wellcome Co. v. Barr Labs., Inc.* 判決 (40 F.3d 1223, Fed. Cir. 1998) である¹。

構想の定義 (Conception Standard):
「発明者の心の中で、実用化される通りの完全かつ作用する発明についての、明確かつ恒久的なアイデア (definite and permanent idea) が形成されること」
この基準によれば、発明の本質は「精神的な作用 (Mental Act)」にある。物理的な実験や計算、試作を行うことは「実施化 (Reduction to Practice)」に過ぎず、それを行うのが助手であれ、ロボットであれ、AIであれ、構想を行った者の発明者性を揺るがすものではない⁷。
新ガイダンスは、AIを「実験室の機器、コンピュータソフトウェア、研究データベース」と同列のツールと定義した¹。科学者が電子顕微鏡を使ってウイルス構造を特定した場合、顕微鏡は発明者にならない。同様に、科学者が生成AIを使って新規タンパク質構造を特定した場合、その構造が有用であり、課題解決手段であると認識 (Appreciation) し、定義したのは人間であるため、AIの計算能力への依存度に関わらず、人間が発明者となる。

2.3 法的基準の比較: 旧ガイダンス vs 新ガイダンス

以下の表は、両ガイダンスにおける法的アプローチの差異を体系的に比較したものである。

比較項目	2024年2月ガイダンス (撤回済)	2025年11月改訂ガイダンス (現行)
基本的立場	AIの貢献を厳密に分離し、人間の寄与を精査する。	AIは道具であり、人間の構想があればAIの寄与は不問。
適用される判例	<i>Pannu v. Iolab Corp.</i> (共同発明者基準)	<i>Burroughs Wellcome Co. v. Barr Labs.</i> (構想基準)
分析の焦点	「人間はAIの出力に対して著しい貢献をしたか？」	「人間は発明の完成形を心の中で構想したか？」

AIの位置づけ	擬似的な共同作業（貢献度の比較対象）	実験器具、計算機、辞書と同等のツール
単独発明者への適用	単独出願でもAI利用時は貢献度分析が必要	単独出願者にはパンス要素は適用されない
発明者適格性の閾値	高い（AI主導の発明は拒絶リスク大）	低い（AI主導でも人間の認識があれば許可）
政策的意図	人間の創造性の保護、AI過剰特許の抑制	イノベーションの加速、特許取得の容易化

3. 政治的・行政的背景：トランプ政権とスクワイアズ長官の知財戦略

この劇的な方針転換は、単なる法的解釈の変更ではなく、明確な政治的マニフェストに基づいている。2025年の政権交代とそれに伴う人事、政策方針の変更が、今回のガイダンス改訂の直接的なトリガーとなっている。

3.1 行政命令14179：「AIにおける米国のリーダーシップに対する障壁撤廃」

2025年1月23日、ドナルド・トランプ大統領は行政命令（Executive Order）14179号に署名した²。この命令のタイトル「AIにおける米国のリーダーシップに対する障壁撤廃（Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence）」が示す通り、その目的はバイデン政権下（EO 14110）で導入されたAIに対する安全性・倫理的規制を見直し、開発と産業利用を加速させることにあった。

EO 14179の主要な指令事項：

- 規制の撤廃：AIイノベーションを阻害する過度な規制やガイダンスの即時見直しと撤回¹⁰。
- 競争力の維持：中国等の競合国に対する米国のAI優位性（Global AI Dominance）の確保¹²。
- プロ・イノベーション：AI開発企業の法的リスク低減と知財保護の強化。

USPTOの新ガイダンスは、この行政命令を具体的に履行するための措置として明示されている⁹。

3.2 ジョン・スクワイアズ長官のプロフィールと「プロ・パテント」哲学

2025年9月に上院で承認され、USPTO長官に就任したジョン・スクワイアズ (John Squires) 氏は、ゴールドマン・サックスのチーフIPカウンセラーや、フィンテック・AI分野に特化した法律事務所のパートナーを務めた経歴を持つ、実務家出身の長官である¹⁴。

スクワイアズ長官の政策方針：

1. 「Yesを見つける」審査：彼は就任演説で、特許庁の役割を「却下することではなく、法的に可能な範囲で許可を見出すこと (finding the 'yes')」と定義した¹⁶。
2. 特許適格性の拡大 (**Section 101**改革)：彼は、AIや医療診断技術が「抽象的アイデア」として特許不適格とされる現状を強く批判しており、就任直後には自ら審判レビューパネル (Appeals Review Panel) を招集し、*Ex parte Desjardins* 事件においてAI発明の適格性を認める先例的決定を下した¹⁷。
3. ビジネス視点：「特許は投資資産であり、ビジネスの競争力の源泉である」という視点を持ち、スタートアップや投資家にとって予見可能性の高い特許制度を目指している¹⁹。

今回の改訂ガイダンスは、スクワイアズ長官のこうした「プロ・パテント (特許権者寄り)」かつ「プロ・ビジネス」な哲学が色濃く反映された結果であると言える。

4. 産業別影響分析：イノベーションの加速と新たなリスク

新ガイダンスによる「発明者適格性の緩和」は、特にAIの利用が不可欠となりつつある産業分野において、劇的な変化をもたらすと予測される。

4.1 製薬・バイオテクノロジー産業：AIDDの「死の谷」解消

AI創薬 (AI-driven Drug Discovery: AIDD) は、新ガイダンスの恩恵を最も受ける分野である。

4.1.1 構造的課題の解消

従来、製薬企業はAIを用いて数百万の化合物候補をスクリーニングし、最適な候補（リード化合物）を特定していた。しかし、旧ガイダンス下では、AIが生成した分子構造そのものに対して人間が「著しい貢献」をしていない（単にAIに計算させただけ）と判断された場合、特許が得られない、あるいは無効化されるリスクがあった。これを業界では特許保護における「死の谷（Valley of Death）」と呼んでいた²⁰。

新ガイダンスにより、研究者が「特定の疾患ターゲットに対する結合能を持つ分子」という課題を設定し、AIをツールとして用いて候補を特定し、その有用性を検証して選択した場合、その一連のプロセスを統御した研究者が「構想」したとみなされ、特許適格性が認められる²¹。

4.1.2 投資と開発の加速

- フェーズ1成功率の向上: AIにより設計された分子は、臨床試験のフェーズ1における成功率が80-90%に達すると報告されており、従来の手法を大きく上回る²²。
- R&D効率化: 2025年時点で新薬の30%がAI関与により発見されると予測されている中、特許リスクの低減は、製薬大手やVCによるAIDDスタートアップへの投資をさらに加速させる²²。

4.1.3 パテント・シケット（特許の藪）のリスク

一方で、AIを用いれば理論上無限に近い数の化合物バリエーションを生成し、特許出願することが可能になる。これにより、特定疾患領域において大量の特許が網の目のように張り巡らされる「パテント・シケット（Patent Thickets）」が形成され、後発企業の参入障壁が極端に高まるリスクも指摘されている²³。

4.2 ソフトウェア・ハイテク産業：生成AIとSection 101の相乗効果

4.2.1 生成AIによるコード生成の権利化

ソフトウェア開発において、GitHub Copilotのような生成AIツールがコードの大部分を書くことは常態化している。新ガイダンスの下では、エンジニアがシステムアーキテクチャを設計し、プロンプトを通じて機能を実装させた場合、その機能全体の発明者はエンジニアとなる。これにより、AI生成コードを

含むソフトウェア製品の知財保護が確実なものとなる²⁵。

4.2.2 特許適格性 (Section 101) との連携

スクワイアズ長官が進める特許適格性 (35 U.S.C. § 101) の緩和方針は、新ガイダンスと相乗効果を生む。Ex parte Desjardins決定において、AIモデルのトレーニング方法や効率化手法が「技術的改善 (technical improvement)」として特許適格と認められたことは、AIアルゴリズムそのものの保護範囲拡大を意味する¹⁷。

これにより、AIの「出力 (生成物)」だけでなく、AIの「プロセス (生成方法)」についても特許取得が容易になり、米国のAI企業は強力な特許ポートフォリオを構築できるようになる。

4.3 製造・材料科学

マテリアルズ・インフォマティクスにおいても、新素材の配合比率や結晶構造をAIが探索するケースが増えている。新ガイダンスは、AIが提示した数千の配合パターンの中から、人間が実験計画を立てて特性を確認し、製品化するプロセスにおいて、人間を発明者として認める根拠を強固にする。これにより、次世代バッテリーや半導体材料の開発競争において、米国企業が知財面で優位に立つことが期待される²⁷。

5. 国際比較とグローバル戦略：深まる分断

USPTOの新方針は、世界主要国の特許庁との間に新たな分断を生んでいる。グローバルに事業展開する企業にとって、この差異は深刻な戦略的課題となる。

5.1 三極特許庁 (Trilateral Offices) のスタンス比較

以下の表は、日米欧の主要特許庁におけるAI発明者性に関するスタンスの比較である²⁸。

特徴	米国 (USPTO) 2025年11月以降	欧州 (EPO)	日本 (JPO)
----	--------------------------	----------	----------

発明者の要件	自然人のみ。ただし、AIは「道具」として無制限に使用可能（パテント要素なし）。	自然人のみ。AIを発明者として指定することは不可（J 8/20 決定）。	自然人のみ。発明者は「創作行為を行った者」に限られる。
審査の焦点	「構想（Conception）」の有無。主観的・精神的側面を重視。	「技術的特徴（Technical Character）」。AIの寄与が技術的課題解決に直結しているか。	「創作的寄与」。AIが生成した部分に対する人間の関与度合い。
AI利用の許容度	極めて高い（ Maximalist ）。人間の認識があればOK。	中程度。人間が技術的效果を制御している必要がある。	中程度～厳格。人間の具体的な創作的関与が必要。
リスク	特許の乱造（ジャンク特許）。	進歩性欠如による拒絶。	発明の成立性（29条1項柱書）違反のリスク。

5.2 グローバル出願戦略におけるジレンマ

米国での特許取得が容易になった一方で、同一の発明を欧州や日本に出願する場合、ハードルが高くなる可能性がある。

- 優先権主張の問題: 米国出願でAIの関与を「道具」として処理し、発明者を人間とした場合、その優先権を主張して欧州に出願した際、EPOが「真の発明者はAIではないか（したがって人間を発明者とするのは不適切ではないか）」と疑義を呈するリスクは低いものの、発明の進歩性（Inventive Step）判断において、「AIを使えば当業者にとって容易だったのではないか」という指摘を受ける可能性がある。
- 発明者の不一致: 2024年以前の出願で、一部の国でAIを共同発明者として記載してしまっている場合（例えば南アフリカなど一部の国で認められたケース）、米国への移行時に発明者を自然人のみに修正する必要がある。新ガイダンスはこの修正を認めているが、各国間での整合性説明が求められる¹。

5.3 日本企業への示唆

日本企業にとって、米国市場での特許網構築は容易になる。しかし、日本国内の審査基準は依然として「創作的寄与」を重視しているため、米国用と日本用で明細書の書きぶり(特に発明に至る経緯の記述)を調整する必要が生じるかもしれない。米国向けには「人間の構想プロセス」を強調し、日本向けには「具体的な技術的課題解決手段の創作」を強調するダブルトラック戦略が有効となる。

6. 実務家向けガイドライン: 新時代のリスク管理とベストプラクティス

法的ハードルが下がったとはいえ、実務上のリスクが消滅したわけではない。むしろ、「構想」という主観的な概念が中心になったことで、証拠保全の重要性は増している。

6.1 明細書作成とドキュメンテーションの戦略

6.1.1 「構想の物語 (Narrative of Conception)」の構築

将来の訴訟において、被告側は「この発明はAIが勝手に行ったもので、原告(人間)は構想していない(Lack of Conception Defense)」と主張してくることが予想される³²。これに対抗するため、以下の記録を残すことが推奨される³⁴。

- 問題設定の記録: 発明者がどのような課題を解決しようとしたか、その初期の着想メモ。
- プロンプトとパラメータ: AIに入力した具体的な指示(プロンプト)、拘束条件、パラメータ設定のログ。これらは人間が解決策の範囲を限定し、方向付けた証拠となる。
- 選択と評価のプロセス: AIが出力した多数の候補の中から、特定の候補をなぜ選択したか、どのような追加実験や修正を行ったかの記録。単なる「ランダムな選択」ではなく、「技術的知見に基づく選択」であることを示す。

6.1.2 AIツールの記述方法

明細書の実施例において、AIを「主体」として描かず、「ツール」として描く表現上の工夫が必要である。

- 悪い例:「AIシステムXが新規化合物Yを発明した。」
- 良い例:「発明者はAIシステムXを用い、パラメータAおよびBを設定してスクリーニングを行い、得られた出力から特性Cを持つ化合物Yを特定した。」

6.2 開示義務 (Duty of Disclosure) と誠実義務 (Duty of Candor)

新ガイダンスは、AIの使用自体をUSPTOに積極的に開示する義務 (Affirmative Duty) は課していない³⁶。しかし、既存の「誠実義務 (Duty of Candor)」は厳然として存在する。

- 不公正行為 (Inequitable Conduct) のリスク: もし発明者が、AIの出力を全く理解せず、検証もせずに特許出願し、その事実を隠して「自分が考案した」と宣誓した場合、それはUSPTOに対する欺瞞行為 (Fraud) とみなされ、特許全体が行使不能 (Unenforceable) になるリスクがある³⁸。
- 対応策: AIの関与を隠す必要はないが、過度に強調する必要もない。重要なのは、発明者が発明の内容 (クレームの範囲) を完全に理解し、所有 (Possession) していることを確認することである。

6.3 調査と先行技術

AI検索ツールの普及により、先行技術調査の精度と範囲が劇的に向上している。USPTO自体も「Automated Search Pilot Program」を導入している⁴⁰。出願人は、自らの発明がAIによって容易に生成され得るものでないか、あるいは既にAIによって生成され公開された先行技術 (Prior Art) が存在しないか、より慎重な調査が求められる。

7. 将来展望と結論: AI時代の知財制度の行方

7.1 長期的なリスク: 「構想」概念の変容

現在、USPTOは「人間がAIを使っている」という前提に立っている。しかし、将来的に汎用人工知能（AGI）が登場し、人間が問題設定すら行わずに自律的に発明を行うようになった場合、現在の「構想」基準は崩壊する可能性がある⁴¹。その時、法制度は「AIを発明者と認める」か、「特許制度そのものを再考する」かの岐路に立たされるだろう。

7.2 経済的影響：イノベーションか独占か

スクワイアズ長官の改革は、短期的には米国の特許出願数を激増させ、AI関連スタートアップへの投資を呼び込むだろう。しかし、長期的には「質の低い特許の氾濫（Patent Flooding）」を招き、真のイノベーションを阻害する「特許の藪」問題を引き起こす懸念も根強い²³。

7.3 結論

2025年11月のUSPTO改訂ガイダンスは、AIを発明の強力なパートナーとして活用する現代のイノベーターに対し、強力な法的後ろ盾を提供するものである。

企業にとっては、**「AIを使い倒し、その成果を人間が主体的に権利化する」**というアプローチが正攻法となる。しかし、その背後には、構想の実証責任、グローバルな整合性、そして倫理的リスク管理という新たな課題が待ち受けている。これらを戦略的に乗り越えた企業こそが、AI時代の知財覇権を握ることになるだろう。

本報告書の作成にあたっての注記:

本分析は、2025年11月26日に公開されたUSPTOの公式文書 1、関連する連邦官報 5、法律事務所および専門メディアによる解説記事 2 を包括的に調査・統合したものである。特に、ジョン・スクワイアズ長官の政策方針や Ex parte Desjardins 決定などの最新動向を反映している。

引用文献

1. 2025-21457.pdf
2. USPTO Issues New AI Inventorship Guidance, Snubs Vidal's Approach - IPWatchdog.com, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://ipwatchdog.com/2025/11/26/uspto-issues-new-ai-inventorship-guidance-snubs-vidals-approach/>
3. USPTO rescinds, replaces Biden-era guidance on AI and 'inventorship' | InsideAIPolicy.com, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://insideaipolicy.com/ai-daily-news/uspto-rescinds-replaces-biden-era-guid>

[ance-ai-and-inventorship](#)

4. Inventorship guidance for AI-assisted inventions | USPTO, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions.pdf>
5. Federal Register/Vol. 90, No. 227/Friday, November 28, 2025/Notices - GovInfo, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-11-28/pdf/2025-21411.pdf>
6. The USPTO's AI Inventorship Guidance: A Legally Problematic Half-Measure - Patently-O, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://patentlyo.com/patent/2025/04/inventorship-guidance-problematic.html>
7. US Patent Office answers if AI can be considered an inventor and it rejects what Biden government said, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://timesofindia.indiatimes.com/technology/tech-news/us-patent-office-answers-if-ai-can-be-considered-an-inventor-and-it-rejects-what-biden-government-said/articleshow/125623600.cms>
8. USPTO Withdraws Guidance, Reaffirms AI Cannot Be Considered in Inventorship, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://meritalk.com/articles/uspto-withdraws-guidance-reaffirms-ai-cannot-be-listed-as-inventor/>
9. Patent Office Releases Revised Guidance Regarding AI-Assisted Inventions, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://galvanilegal.com/patent-office-releases-revised-guidance-regarding-ai-assisted-inventions/>
10. Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence - Federal Register, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/31/2025-02172/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence>
11. Executive Order 14179 - Wikipedia, 11月 29, 2025にアクセス、
https://en.wikipedia.org/wiki/Executive_Order_14179
12. AI Action Plan (OSTP 2025) - Center for AI and Digital Policy, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.caidp.org/public-voice/ai-action-plan-ostp-2025/>
13. Revised inventorship guidance for AI-assisted inventions - GovDelivery, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3fcfa31>
14. 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.pearlcohen.com/new-uspto-director-john-squires-increases-patent-eligibility-for-ai-enabled-inventions-and-decreases-patent-challenges-at-the-pat/#:~:text=Squires%20was%20previously%20chief%20IP,cryptocurrency%20and%20fintech%20risk%20management.>
15. Senate Confirms John Squires as USPTO Director - Fish & Richardson, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.fr.com/insights/thought-leadership/blogs/senate-confirms-john-squires-as-uspto-director/>
16. Intellectual Property Advisory | USPTO Signals Patentee-Friendly Shift in

- Subject-Matter Eligibility Policy for AI | News & Insights | Alston & Bird, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.alston.com/en/insights/publications/2025/10/uspto-subject-matter-eligibility-policy-ai>
17. Director Squires Issues Section 101-Focused Appeals Review Panel Decision, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.fr.com/insights/thought-leadership/blogs/director-squires-issues-section-101-focused-appeals-review-panel-decision/>
 18. Ex Parte Desjardins: Squires-Helmed USPTO Looks to Train PTAB on § 101 Eligibility of AI-Related Patent Claims - Cooley, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.cooley.com/news/insight/2025/2025-10-06-ex-parte-desjardins-squires-helmed-uspto-looks-to-train-ptab-on-101-eligibility-of-ai-related-patent-claims>
 19. USPTO Director John A. Squires issues first patents of tenure, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-director-john-squires-issues-first-patents-tenure>
 20. Navigating the USPTO's AI inventorship guidance in AI-driven drug discovery | Journal of Law and the Biosciences | Oxford Academic, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://academic.oup.com/jlb/article/12/2/laf014/8221411>
 21. The Implications of AI-Assisted Drug Development on Patent Challenges, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.bipc.com/the-implications-of-ai-assisted-drug-development-on-patent-challenges>
 22. Navigating the Future: Ensuring Patentability for AI-Assisted Innovations in the Pharmaceutical and Chemical Space | Articles | Finnegan | Leading IP+ Law Firm, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.finnegan.com/en/insights/articles/navigating-the-future-ensuring-patentability-for-ai-assisted-innovations-in-the-pharmaceutical-and-chemical-space.html>
 23. Patentability of AI-Generated Inventions: A Comparative Analysis of Global Patent Law Frameworks and their Adaptation to Artificial Intelligence Innovation - IJFMR, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.ijfmr.com/papers/2025/3/48811.pdf>
 24. The Patentability of AI-Generated Technical Solutions and Institutional Responses: Chinese Perspective vs. Other Countries - MDPI, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.mdpi.com/2078-2489/16/8/629>
 25. AI-to-AI Negotiation in Patent Prosecution: A Glimpse Into the Future of IP Practice | Insights & Resources | Goodwin, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.goodwinlaw.com/en/insights/publications/2025/10/insights-practices-ai-to-ai-negotiation-in-patent-prosecution>
 26. USPTO Pushes Broad Approach to Eligibility Following Squires Memo, Desjardins Decision, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://ipwatchdog.com/2025/11/05/uspto-pushes-broad-approach-eligibility-squires-memo-desjardins-decision/>
 27. MIT Study Aligns With USPTO's Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions

- in Material Science Industry - McGuireWoods, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.mcguirewoods.com/client-resources/alerts/2024/12/mit-study-aligns-with-usptos-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions/>
28. EPO and FICPI strengthen dialogue on AI and co-operation in the patent system | epo.org, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-and-ficpi-strengthen-dialogue-ai-and-co-operation-patent-system>
29. AI as an Inventor of Patents? IP High Court Judgment and the 2025 IP Strategic Program, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.aippi.org/news/ai-as-an-inventor-of-patents-ip-high-court-judgment-and-the-2025-ip-strategic-program/>
30. AI cannot be named as inventor on patent applications | epo.org, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.epo.org/en/news-events/news/ai-cannot-be-named-inventor-patent-applications>
31. Examination practices on AI-related inventions - European Patent Office, 11月 29, 2025にアクセス、https://link.epo.org/ip5/Annex_Comparable_2024
32. White House Office of Science and Technology Policy, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/microsites/ostp/OSTP-AI-RFI-Responses.pdf>
33. •FMC - IP Mall, 11月 29, 2025にアクセス、
https://ipmall.law.unh.edu/sites/default/files/hosted_resources/lipa/patents/Innovation%20and%20Patent%20Law%20Reform,%20Subcomm.%20%28March%2028,%20April%2026,%20June%206,%2027,%201984%29%20Part%20B2.pdf
34. Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions - Federal Register, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
35. Co-Creation and the Patent Process | LP - Levenfeld Pearlstein, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.lplegal.com/content/co-creation-patent-process-ai-generated-content-ai-patent-applications/>
36. USPTO reverses course: Is AI a legal inventor for patent applications? - Losey Law, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.losey.law/uspto-reverses-course-is-ai-a-legal-inventor-for-patent-applications/>
37. As AI Patents Surge, USPTO Issues New Guidance - Chip Law Group, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.chiplawgroup.com/as-ai-patents-surge-uspto-issues-new-guidance/>
38. Inventor's Failure to Provide Material Information to the USPTO Results in an Unenforceable Patent | Wilson Sonsini, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.wsgr.com/en/insights/lindis-v-amgen-inequitable-conduct.html>
39. The Human Hand in the Digital Age: USPTO Draws Sharp Boundaries Around AI Inventorship - WebProNews, 11月 29, 2025にアクセス、

<https://www.webpronews.com/the-human-hand-in-the-digital-age-uspto-draws-sharp-boundaries-around-ai-inventorship/>

40. Remarks by Director Squires at the 2025 AIPLA Annual Meeting | USPTO, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/remarks-director-squires-2025-aipla-annual-meeting>
41. STAKEHOLDER'S DIVIDED CONCERNS ON ISSUES ... - NSUWorks, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://nsuworks.nova.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2468&context=nlr>
42. The Thicket Maze: A Strategic Guide to Navigating and Dismantling Drug Patent Fortresses, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://www.drugpatentwatch.com/blog/the-thicket-maze-a-strategic-guide-to-navigating-and-dismantling-drug-patent-fortresses/>
43. AI-Generated Inventions: Implications for the Patent System - Southern California Law Review, 11月 29, 2025にアクセス、
<https://southerncalifornialawreview.com/2024/04/16/ai-generated-inventions-implications-for-the-patent-system/>